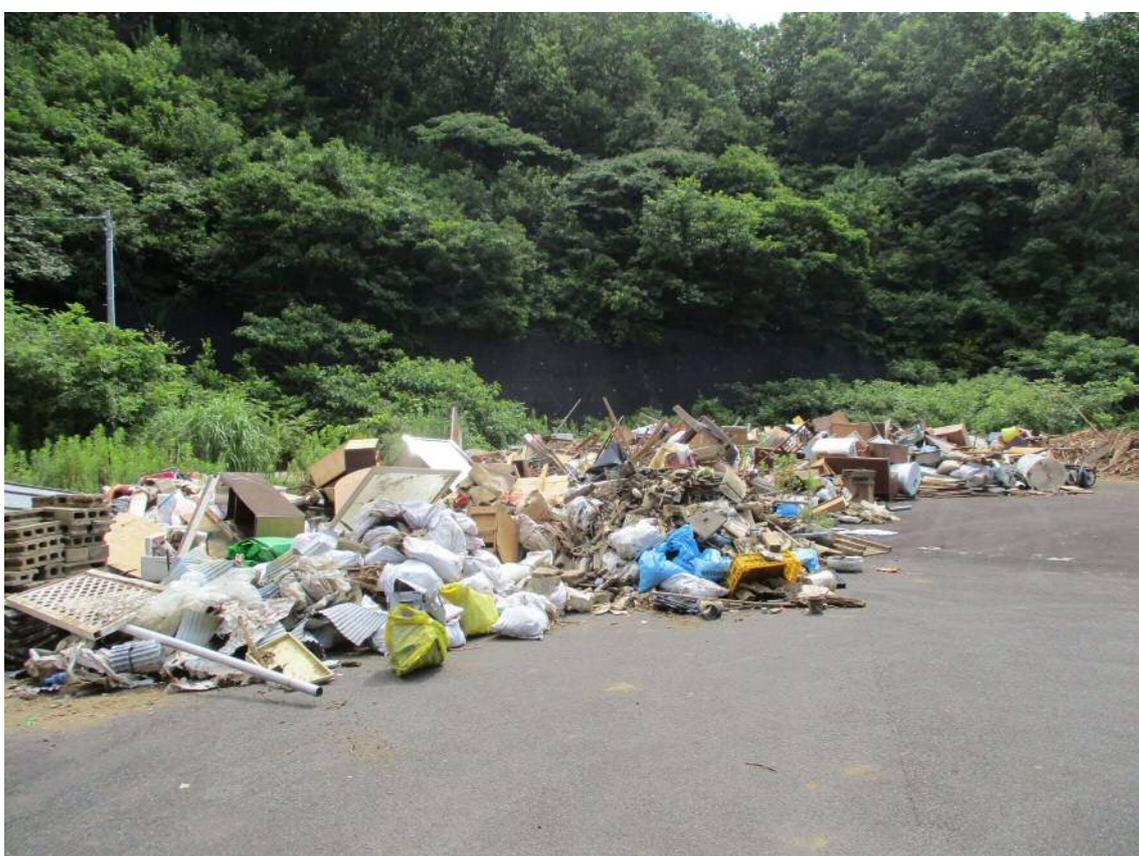


災害廃棄物処理に係る 市町村等初動対応マニュアル



令和4年8月
島根県

目次

本マニュアルについて	1
1. 組織体制の確立	2
2. 情報収集・連絡調整	4
3. 支援・受援	7
4. 一次仮置場の設置・運営	11
5. 収集運搬体制の確保	17
6. 住民等への広報	20
7. その他	22

項目別タイムライン

項目	発災直後	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内
1. 組織体制の確立	職員の安否・参集確認 組織体制の検討 通信手段の確保 連絡先の確認 P.2	庁内の連携 P.3				
2. 情報収集・連絡調整	被害状況の把握 P.5	情報共有・報告 P.5				
3. 支援・受援		支援項目の確認 P.8	支援の必要性の検討 支援要請 P.8	支援の受入 P.10		
4. 一次仮置場の設置・運営		場所の選定 P.11 管理体制・レイアウト等の決定	住民への広報 P.13 仮置場の開設・管理・運営			仮置場からの搬出 P.15
5. 収集運搬体制の確保		収集箇所の把握 P.17	収集運搬方針の決定 人員・機材の確保 P.17	収集運搬の実施 P.18		
6. 住民等への広報		広報項目・媒体の整理 P.20	広報の実施 問い合わせ対応 P.21			

本マニュアルについて

(1) 目的

災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理のためには、情報収集、支援の要請や受入、仮置場の設置や収集運搬体制の確保を速やかに実施する必要がある。

県及び各市町村において災害廃棄物処理計画を作成しているが、災害廃棄物処理計画においてはそれらの具体的な手順が定められていないために発災後の対応に時間を要する例がみられた。

このため、初動対応の具体的な手順を示すものとして、近年の県内の災害対応で判明した課題を振り返り、発災直後から国、県、市町村及び関係団体が連携して災害廃棄物処理に取り組めるよう手順をまとめたマニュアルを策定した。

(2) 本マニュアルにおける目標

本マニュアルは、初動対応期（発災後2週間以内）に対応すべき事項について示している。初動対応期に以下の事項を達成することを目標とする。

- 組織体制を確立し、関係機関と連携しながら当面の対応を行う。
- 一次仮置場を設置し、運営する。
- 生活ごみ及び災害廃棄物の収集・運搬体制を確保する。
- 広報により、災害廃棄物の処理に必要な情報を被災者に提供する。

(3) 本マニュアルの見直し及び改訂

県は今後災害が発生した際の対応経験から得られた課題や、災害に関する最新の知見等を踏まえ、必要に応じて本マニュアルの見直し及び改訂を実施する。

1. 組織体制の確立

○災害廃棄物処理を迅速かつ円滑に進めるため、発災後速やかに庁内の組織体制を確立する。

(1) 安否状況・参集状況の確認

- 職員の安否を確認する。
- 職場に参集可能な職員（見込み）を把握する

(2) 組織体制の検討

- 役割分担について検討し、体制を決定する。

(3) 通信手段の確保、連絡先の確認

- 通信手段（電話、メール、防災無線等）が使えるか確認する。
- 連絡先一覧により関係機関の連絡先を確認する。

(4) 庁内の連携

- 関係部局（土木、建築部局等）との連携方針について確認する。

【詳細】

(1) 安否状況・参集状況の確認

○発災時の安否等の確認方法について予め定めておき、部局内で共有する。

(2) 組織体制の検討

○災害対策本部の組織体制による対応を基本とし、必要な業務が果たせる人員で構成するチームを設置して継続的な対応をする。

○廃棄物部局内の役割分担を検討し、初動時の体制を決定する。その後、被害状況や災害の規模に応じて体制を変更する。

○小規模自治体においては、各職員が多くの役割を兼務することが考えられるが、その場合でも各々の役割を可能な限り明確にしておく。

表 1-1 災害廃棄物処理における廃棄物部局の役割分担

役割	業務内容	担当	人数（目安）
総括	職員の安否確認、災害廃棄物処理チームの運営	廃棄物部局リーダー	1名
情報収集・連絡調整	被害状況の把握、他組織への報告等	廃棄物部局担当職員及び応援職員	4～6名
支援・受援	支援要請、受援体制の確保等		
仮置場	仮置場の設置、管理運営等		
収集運搬	収集運搬方針の決定、車両の確保、収集運搬業者との調整		
し尿処理	（仮設トイレの設置、管理） し尿・浄化槽汚泥の収集、処理		
広報	広報内容の整理、住民への広報の実施等		

（参考）災害廃棄物処理を進めていくなかで必要となるその他の役割

役割	業務内容
経理	災害廃棄物処理に係る予算の確保、国庫補助金に係る対応
解体撤去	被災家屋の解体撤去事業の運営管理、費用償還の対応

(3) 通信手段の確保、連絡先の確認

- 電話やFAX、電子メール、防災行政無線等の通信手段が使用できるか確認する。
- 平常時から防災行政無線の取扱いに習熟し、発災時に使用できるようにしておく。
- 発災時に速やかに対応できるよう、予め関係機関連絡先一覧を作成しておく。発災時にはその連絡先一覧により連絡先を確認する。

(4) 庁内の連携

- 防災部局や、土木部局（土砂撤去、仮置場としての空き地の利用について）及び建築部局（公費解体について）との連携方針等、庁内の関係部局との連携について確認する。
- 人手が不足する場合は、庁内他部署に応援を要請する。

2. 情報収集・連絡調整

○災害廃棄物の処理方針を決定するために速やかに被害の状況を把握し、庁内の関係部局及び、県や国等の関係機関と情報を共有する。

(1) 被害状況の把握

- 市町村内の被害等の情報を収集する（情報収集する項目は表2-1参照）。

(2) 情報共有・報告

- 収集した情報について、県に報告する。
- 被害が甚大な場合は、保健所職員が被災市町村を訪問し情報収集する。

(3) 調整会議・情報提供等

- 必要に応じてテレビ会議システム（V-CUBE）による情報共有や提供を行う。

【詳細】

(1) 被害状況の把握

○市町村内の被害等の情報を収集する。

表 2-1 情報収集項目と情報入手先等

分類	情報収集項目	情報入手先	県報告
一般廃棄物処理業者、施設の被災状況	・廃棄物処理施設の被害状況、復旧見通し ・一般廃棄物処分委託業者及び許可業者の被災状況 ・廃棄物受入の状況 ・浄化槽（市町村設置型）の被災状況	廃棄物部局	要
仮置場の設置状況等	・集積場所（名称及び所在地） ・仮置場設置場所、面積、受入状況（受入の可否、使用率等）、	廃棄物部局	要
災害廃棄物の発生状況	・災害廃棄物発生量（見込み） ・処理事業費（見込額）	廃棄物部局	要
収集運搬車両等の被災状況	・一般廃棄物収集運搬委託業者及び許可業者の被害状況、復旧見込 ・収集運搬車両、資機材の被災状況、復旧見込（直営で行う場合）	廃棄物部局	要
道路、橋梁等の被害状況	・被害状況、復旧見通し	災害対策本部	
建物の被災状況	・被害棟数（全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水）	災害対策本部	
災害発生箇所	・土砂災害発生箇所（区域） ・浸水被害発生箇所（区域）	災害対策本部	
避難状況	・避難所設置場所 ・各避難所の避難者数 ・各避難所の仮設トイレ数	災害対策本部	

(2) 情報共有・報告

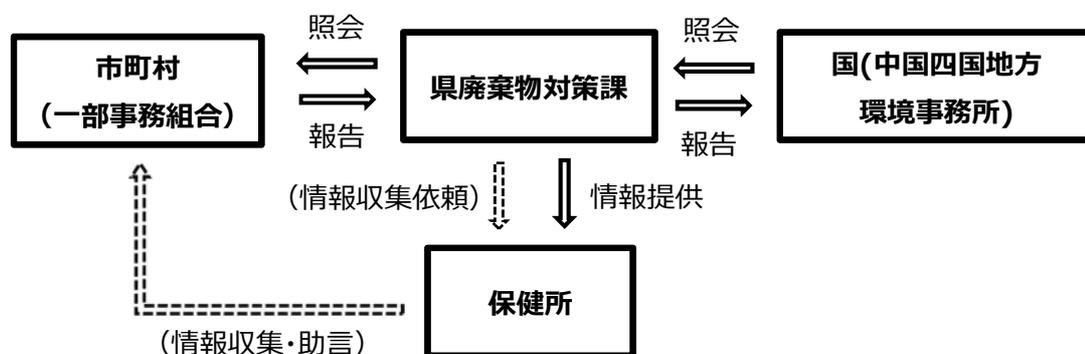
○収集した情報は市町村内の関係部局と共有するとともに、県廃棄物対策課との共有が必要な項目は県廃棄物対策課に報告する（県報告が「要」となっている項目）。情報共有の流れは図 2-1 のとおりである。

○原則として県廃棄物対策課から市町村に照会を実施するが、被災状況によっては、報告の日時・頻度等を設定して定期的な報告を依頼する場合もある。

(情報収集・報告の流れ)

- 市町村は、収集した情報を県廃棄物対策課に報告する。
被災状況は、「市町村→県廃棄物対策課→国（中国四国地方環境事務所）」の流れで報告する。
なお、国へとりまとめた情報を報告する際には、被災市町村を所管する保健所にも情報提供する。
- 一部事務組合の処理施設に被害があった場合には、市町村と同様の流れで県廃棄物対策課に被害の状況を報告する。また、被害状況について一部事務組合の構成市町村と情報共有する。
- 各市町村の建物の被災状況は、県防災危機管理課の発表する情報を県廃棄物対策課が収集して国に報告する。
- 県と市町村の情報共有にあたっては別紙様式1「災害廃棄物に係る被害状況について」を使用する。
報告方法は基本的には電子メールとするが、早急に伝達すべき事項については併せて電話連絡を実施する等、迅速に情報が伝わるようにする。
- 産業廃棄物処理業者の被災状況については、県廃棄物対策課から（一社）しまね産業資源循環協会に確認する。
- 被害が甚大であり市町村職員が自ら情報収集して県廃棄物対策課に報告することが困難である場合、県廃棄物対策課から保健所に情報収集を依頼する。依頼を受けた保健所は被災市町村を訪問し、被災状況や仮置場の設置状況等の情報収集を行い、県廃棄物対策課へ速やかに報告する。また、必要に応じて、被災市町村へ災害廃棄物処理に関する助言を行う。

【図 2-1 情報伝達のフロー図】



(3) 調整会議、情報提供等

- 必要に応じてテレビ会議システム（V-CUBE）を活用するなど、県、市町村及び国との連絡調整会議を実施する。また、被災市町村に対して県及び国から補助金等に関する情報提供等を実施する。

3. 支援・受援

収集した情報を整理し、支援が必要かどうかを判断する。支援が必要な項目については支援要請を行い、関係団体等の支援を受けて災害廃棄物の処理体制を確保する。

(1) 支援項目の確認

- 市町村で締結している協定の内容を確認する。
- 活用できる支援項目を確認する（表3-1）。

(2) 支援の必要性の検討

- 収集運搬、仮置場の管理運営等について不足する人員・資機材がないか確認する。

(3) 支援要請

- 県が関係団体と締結している協定に基づく支援について支援要請する。
- その他の支援については、県または各団体に相談・要請する。

(4) 支援の受入

- 支援者の執務スペース、駐車場等を確保する。

【詳細】

(1) 支援項目の確認

支援を受けることができる関係団体等及びその支援内容は表 3-1 のとおりである。

(協定やボランティア等により行われる支援)

表 3-1 関係団体による支援内容等について

支援団体		支援内容	要請先
市町村と関係団体の協定に基づく支援		※各協定の内容に従う。	各団体
援 県 と 関 係 団 体 の 協 定 に 基 づ く 支	(一社) しまね産業資源循環協会	○災害廃棄物の撤去 ○災害廃棄物の収集・運搬 ○災害廃棄物の処分 ○その他上記に伴う必要な事業 (仮置場の管理運営等)	県 (県が要請を受けた後各団体に支援可能か確認する。)
	島根県環境整備事業協同組合	○し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬	
	島根県環境保全協会	○し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬	
全国の自治体 ((公社) 全国都市清掃会議、環境省)		○災害廃棄物の収集運搬に係る人員・車両等の提供	県 (県が要請を受けた後各団体と調整する。)
中国ブロック自治体 (県、市町村) による支援 (中国ブロック広域連携による支援)		○各段階において県、市町村が必要とする事項 (してほしいことリストにより要望した事項)	
環境省、D. Waste-Net		○環境省職員、災害廃棄物処理に関する専門的な知見を有する人員による助言	
県内市町村による災害廃棄物処理		○被災していない市町村による災害廃棄物の処理	
市町村社会福祉協議会を通じたボランティア		○被災家屋からの災害廃棄物の運び出し、撤去等	

(2) 支援の必要性の検討

○廃棄物処理に係る人員、機材 (車両、重機等) が不足していないか確認する。

(災害廃棄物の収集運搬、生活ごみの収集運搬・処分、し尿等の収集運搬、仮置場の管理運営等の各項目について判断)

○道路脇に災害廃棄物の山が発生している、仮置場の速やかな設置のための人員、資機材が足りないなどの場合には、収集運搬や仮置場の管理に関する支援要請を検討する。

令和 3 年 7 月豪雨においては、雲南市が県としまね産業資源循環協会が締結している協定を

活用し、人員・資機材を調達し仮置場を速やかに開設した。

- 焼却施設・し尿処理施設等での生活ごみ、し尿等の受入に支障が生じていないか確認する。
- 市町村の事務処理人員は足りているか、また、災害廃棄物処理の方針を決定するうえで、専門的な知見を有する者はいるか把握する（経験のある職員等）。

（支援を要請する項目については、中国四国地方環境事務所作成の「応援職員にしてほしいことリスト」を参考に検討する。）

各団体の支援可能な内容について不明な点がある場合は、必要に応じて県廃棄物対策課に相談する。**支援が必要かどうか判断に困った場合は、県廃棄物対策課に相談する。**

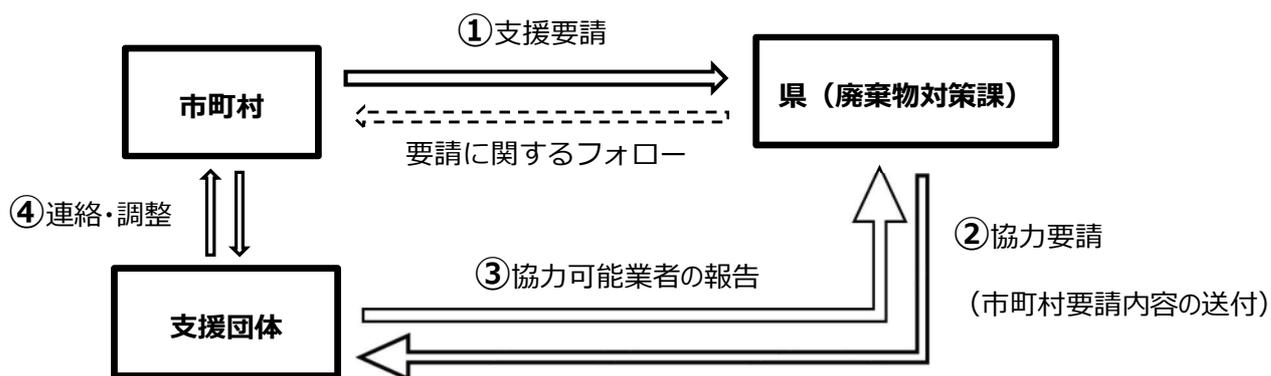
(3) 支援要請

①関係団体と市町村との協定に基づく要請

各協定に従い対応する。

②関係団体と県との協定に基づく要請

1. 市町村：支援要請書（別紙様式2）に必要事項を記載し、県廃棄物対策課に電子メールで送付するとともに、電話により概要を伝達する。
急ぎの場合はまず電話で支援が必要であることを伝える。文書による要請は後でよい。
2. 県：電子メールで別紙様式2を関係団体に送付し市町村からの要請内容を送付するとともに、電話により概要を伝える。
3. 関係団体：要請を受けたら別紙様式3により協力可能業者を県に報告するとともに、市町村担当者に連絡し、支援の具体的な内容について確認・調整する。



③その他の支援要請

- ・中国ブロック自治体への支援要請については、してほしいことリストを電子メールで県廃棄

物対策課に送付する。県廃棄物対策課は中国四国地方環境事務所へ要請市町村及びしてほしいことリストの内容を電子メールで送付する。ただし、被害が甚大な場合等中国四国地方環境事務所や県廃棄物対策課が先発隊の派遣が必要と判断した場合には、支援要請がない場合でも支援自治体の派遣が実施される場合がある。

- ・全都清の収集運搬に係る人員・車両の派遣やD.Waste-Netによる支援等国が調整を行うものは、県廃棄物対策課が窓口となり市町村の要望を集約する。具体的な手続きは発災時に別途通知する。

(4) 支援の受入

- 複数の団体、人員が同種の業務を支援する場合には、可能な限り支援者側で業務を統括するリーダーを配置し、支援者側で業務を取りまとめるようにする（受援側の負担軽減のため）。
- 支援者とのやり取りの窓口となる担当者を決定し、支援者との連絡調整や、支援の要望を円滑に行うことができるようにする。
- 支援者の受入場所、作業スペースをあらかじめ想定しておき、発災時に速やかに確保できるようにしておく。

4. 一次仮置場の設置・運営

以下の手順に沿って仮置場の設置・運営を進めていく。

(1) 場所の選定

- 予め選定した候補地から設置場所を決定する。
- 周辺住民等への説明を実施する。

(2) 管理体制・レイアウト等の決定

- 仮置場のレイアウトを決定する。
- 受付、分別等の管理に必要な人員を確保する。必要に応じて支援要請も検討する。

(3) 住民への広報

- 予告広報を実施する（仮置場開設前に廃棄物が集積されないように）。
- 仮置場の開設について広報を実施する。

(4) 仮置場の開設・管理・運営

- 搬入ルールを徹底したうえで受け入れ、混合ごみの搬入を可能な限り減らす。
- 火災・飛散流出・悪臭及び害虫の発生等に対する対策を実施する。

(5) 仮置場からの搬出

- 仮置場の管理・運営状況を把握し、搬出計画を立てる。
- 受入先へ搬出を開始する。

【詳細】

(1) 場所の選定

① 仮置場の候補地選定

1. 以下の点を考慮してあらかじめ仮置場の候補地を選定しておく。
 - 廃棄物処理施設、公園、グラウンド、公民館、港湾等の公有地
 - 未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない私有地（借り上げ）
 - 搬入・搬出を行うためのアクセス道路が整備されている。
 - 周辺住民の生活環境への影響が大きい場所（病院、福祉施設、学校等に隣接する場所）は避ける。
2. 発災時に速やかに場所等を確認できるように、仮置場の候補地一覧表を作成し、位置を示した地図を作成しておく。

② 仮置場設置場所の決定

1. あらかじめ定めた候補地から、以下の事項を考慮して仮置場設置場所を決定する。その後関係部局との情報共有及び周辺住民への説明を実施する。

<仮置場設置場所決定のポイント>

- ・被災により使用不能になっていない。
- ・被災によりアクセス道路が通行不可能になっていない。
- ・住民が自ら災害廃棄物を搬入する仮置場の場合には、被災者の生活場所に近い所が望ましい。
- ・可能な限り広く（3000m²以上）長期間にわたって使用できることが望ましい。
- ・舗装されていることが望ましい（復旧が容易）。

2. 水害の場合には、水が引いた直後から片付けごみが排出されるため、速やか（発災後2日以内）に仮置場を設置する。
3. やむを得ず学校や住家等が隣接している場所を仮置場として利用する場合は、大気、騒音、振動のモニタリングを行うなど周辺環境への影響を確認することを検討する。また、早期に仮置場を閉鎖できるよう優先的に災害廃棄物を搬出する。

(2) 管理体制・レイアウト等の決定

①仮置場のレイアウトの決定

- ・仮置場ごとに分別区分を定めて保管区画を設定する（分別区分は表 4-1 参照）。
- ・搬入車両が円滑に通行できるよう、場内は一方通行とする。
- ・アクセス道路の渋滞を防ぐため、入口付近に順番待ちの車両の待機スペースを設けることが望ましい。
- ・仮置場のレイアウトは巻末資料 仮置場に関する資料の
 - (1) 仮置場のレイアウト例
 - (2) 県内における仮置場設置事例 を参照。

表 4-1 分別区分の例

分別区分	具体例
木くず	柱、梁等の廃材
畳	畳
布団	布団
可燃物	木製家具、ソファ、その他可燃系の混合物
不燃物	ガラス、陶器、瓦等
スレート板	スレート板
石膏ボード	石膏ボード
コンクリートがら	コンクリートの破片
廃家電	家電4品目（冷蔵庫、テレビ、エアコン、洗濯機） 小型家電、その他家電類
金属くず	金属製品等
危険物	消火器、灯油、ガスボンベ等

②管理運営人員の確保

以下の業務に対応する人員を確保する。

担当	業務内容
受付	受入・搬出の計数把握、品目管理の実施
分別	分別の手伝い・指導、車両からの荷下ろし
交通整理	仮置場及びその周辺の交通整理、車両の誘導、場内の案内
管理	分別の徹底、作業時の安全確認、発火、悪臭、飛散等の確認

- ・必要な人員は市町村職員や、協定に基づく支援要請及び有償委託（建設業者、廃棄物処理業者、警備会社等）により確保する。また、ボランティアやシルバー人材センター等の活用も考えられる。

③重機・資機材の調達

巻末資料「仮置場に関する資料 (3)一次仮置場における必要資機材」を参照し、必要な資機材を調達する。

(3) 住民への広報

①予告広報の実施

- ・仮置場が確保できるまでの間、勝手に廃棄物を集積し勝手仮置場が発生しないようにあらかじめ以下の事項を広報しておくことよい。

- ・仮置場を今後速やかに設置すること
- ・仮置場を設置するまでは廃棄物を排出しないようにすること
- ・廃棄物を分別して排出すること

②仮置場に関する広報の実施（6. 住民等への広報 も参照）

- ・以下の事項を参考に広報内容を決定する。チラシ等の作成にあたっては、「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き（環境省）」の住民・ボランティアへの周知例（チラシ）が活用できる。
- ・広報内容を決定したら、以下の広報手段により広報する。1つの手段だけでなく様々な手段により広報する。

< 広報内容 >

- ・仮置場名称、場所、アクセス、受入開始日、受入時間、受入終了日
- ※廃家電などの便乗ごみになりやすいものは、自治体等が管理可能な場所への直接持込に限定したり、引き取りの場合でも写真撮影及び現物確認を必須としたりするなど工夫
- ・仮置場の案内図、分別区分ごとの配置図
- ・受入品目及び分別の方法・区分
- ・持込不可物（生ごみ（生活ごみ）、有害廃棄物、引火性のもの等）及びその処理方法（搬入先）
- ・災害廃棄物であることの証明方法（住所記載の身分証明書、罹災証明書等（罹災証明書は発行まで時間がかかる点に注意））
- ・災害廃棄物に係る問い合わせ窓口

<主な広報手段>

- ・仮置場現地や避難所におけるポスターや立て看板
- ・自治会等の回覧板
- ・市町村等の広報誌、広報車
- ・市町村のホームページ、SNS
- ・地域のCATV、ラジオ、新聞、防災行政無線

(4) 仮置場の開設・管理・運営

○設置場所、人員、資機材等の準備が整ったら仮置場を開設する。以下の事項に留意して仮置場の管理・運営を行う。

①搬入ルールの周知と徹底

- ・チラシ等の配布やホームページ等の媒体を用いた広報により、搬入ルートを周知する。
- ・災害廃棄物を円滑に搬入・搬出するため、仮置場の出入口や搬入経路、仮置場内の各所に誘導員・係員を配置する。
- ・搬入の受付（搬入者・搬入物の確認、搬入台数のカウント）、場内案内、分別指導、荷下ろしの人員を確保し、混合ごみの搬入を抑制する。
- ・住所記載の身分証明書や罹災証明書等の提示により、持ち込まれた廃棄物が災害廃棄物であることを確認する。
- ・薬品類やガスボンベ等の有害性・危険性のある物は適切に分別・保管し、早期に処理する。
- ・仮置場への不法投棄防止のため、夜間の出入口の封鎖や看板の設置等の対策を講じる。

②火災防止対策

- ・木くずや可燃物の積み上げ高さは5m以下（昼は2m以下）とし、火災発生を予防する。
- ・場内での火気の使用を制限する（喫煙等含む）。
- ・機器に入ったままの乾電池等を見つけたら取り出す（発火防止）。

③土壌汚染対策

- ・未舗装の仮置場には砕石や鉄板設置、仮舗装等により、車両・重機の通行確保及び汚水の浸透防止を図る。
- ・廃棄物の保管等による影響を把握できるようにするため、供用前の土壌をサンプリングしておくことが望ましい。特に、私有地を利用する場合にあっては、返却時の原状復旧の条件等を所有者とあらかじめ調整しておくことが重要となる。
- ・仮置場の土壌や周辺環境のモニタリングは可能な限り実施する。

④飛散防止対策

- ・災害廃棄物の飛散防止策として、場内及び廃棄物へ適宜散水を行い、また、スレート・壁材等をフレコンバッグに保管する等適切に対応する。

- ・アスベストを含有する可能性のある廃棄物を受け入れる際は、シート掛けやフレコンバッグに封入する等の飛散防止対策を講じる（家屋解体の時点で飛散防止対策を講じることが望ましい）。
- ・強風時は仮置場の受入を停止し、周辺への飛散防止に努める。

⑤悪臭及び害虫発生防止対策

- ・生ごみの持込禁止、薬剤の事前準備、散水等により、仮置場周辺の衛生環境を維持する。
- ・畳や木製の家具等の腐敗により悪臭や害虫が発生する可能性がある場合は、適宜消臭剤や殺虫剤を散布する。

⑥作業員の安全管理

- ・作業は安全・衛生面に配慮した服装で行うものとし、防塵マスク、保護メガネ、安全靴等の必要な保護具を用意する。
- ・太陽光発電機器やバッテリー等感電の恐れがあるものを運ぶ際はゴム製手袋を使用する。

(5) 仮置場からの搬出

一次仮置場から処理先または二次仮置場（さらなる処理が必要な場合）へ搬出する。

①仮置場の運営状況の把握

- ・以下の情報等により仮置場の運営状況を把握する。

<ul style="list-style-type: none"> ・品目ごとの保管量 ・仮置場の残容量 ・分別状況 ・悪臭・害虫等の発生状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災発生のリスク ・周辺からの苦情 ・搬入車両数 ・危険物・有害物の搬入状況
--	--

- ・残容量が少なく受入に支障が生じているもの、腐敗性のもの（廃畳等）、混合廃棄物となり生活環境保全上及び処理への支障が生じているものについては優先して搬出を行う。

②受入先への搬出

受入先の区分と留意事項は次のとおりである。

受入先	留意事項
市町村（一部事務組合）の処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ○可燃物、不燃物等、市町村の処理施設で処理可能なものは、受入条件を確認のうえ、早急に搬出を開始する。 ○混合状態となっている場合でも、可燃物を選別して焼却施設に搬出する等して保管量の低減を図る。

民間処理施設	<p>○一般廃棄物処理業者・産業廃棄物処理業者による処理を行う。</p> <p>○処理能力 5t/日以上で処理する場合は一般廃棄物処理施設の許可が必要であるが、産業廃棄物処理施設で処理する場合であっても、特例により届出で足りる場合がある（特例届出の手続きについては管轄の保健所（又は松江市）に相談する）。</p> <p>○対応可能な業者がわからない場合は、しまね産業資源循環協会又は保健所に相談する。</p>
--------	--

③広域処理・緊急一括処理

i) 周辺自治体による広域処理

市町村の処理施設が被災し可燃物、不燃物等の処理が困難となった場合には、周辺自治体の処理施設を活用し処理を進める。その場合、県が自治体間の調整を行う。

ii) 大規模処理業者による緊急一括処理

○以下のような場合では大規模処理業者への委託による一括処理が有効な場合がある（平成30年7月豪雨における広島県内の事例等）。

- ・混合廃棄物で仮置場が満杯となっており、分別が困難な場合
- ・悪臭・害虫の発生、火災の発生等、生活環境保全上の支障が生じかねない場合

○大規模処理業者は混合状態のまま一括処理が可能であるが、このような緊急一括処理は処理費用の高騰を招く可能性があり、初動対応期の限られた期間しか補助の対象として認められない場合もある。あくまでもやむを得ない場合の措置であるため、実施にあたっては県や環境省と協議のうえ実施する。

5. 収集運搬体制の確保

災害廃棄物の収集運搬に係る方針を決定し、人員・機材の確保等を行う。
(生活ごみ、し尿についても人員・機材の確保等について同様に対応する。)

(1) 収集箇所の把握

- 収集を行う箇所を地図にプロットする等して整理する。
- 道路の被災状況等を考慮し、収集ルートを検討する。

(2) 収集運搬方針の決定

- 自己搬入とするか、市町村で収集を行うか検討する。

(3) 人員・機材の確保

- 平時の委託業者及び地域の収集運搬業者に協力を求める。
- 市町村の協定や、県の協定による支援の活用も検討する。

(4) 収集運搬の実施

- 実施にあたり、集積場所や分別方法等のルールを住民に周知する。

【詳細】

(災害廃棄物の収集運搬)

(1) 収集箇所の把握

- 収集を行う拠点（戸別回収を実施する場所、管理集積所（自治体が適切に管理した被災地近くの集積所））を地図にプロットするなどにより整理する。

(2) 収集運搬方針の決定

- 災害廃棄物の収集運搬は平時と同様に市町村が行うことを基本とし、速やかに収集運搬体制を構築する。
- 収集運搬体制構築までの期間等を中心に、被災者による自己搬入を受け入れる。
- 優先して収集運搬する廃棄物（腐敗性廃棄物、有害廃棄物、危険物等）についても検討する。

表 5-1 市町村による収集運搬と被災者による自己搬入の留意事項

	市町村による収集運搬	被災者による自己搬入
概要	・被災者が災害廃棄物を市町村の指定する集積所に搬出する。市町村はそれらを収集し、仮置場に搬入する。	・市町村が設置・管理する仮置場に、被災者が自ら災害廃棄物を搬入する。
特徴	・被災者の負担を小さくできる。 ・仮置場の設置数を抑制できる。 ・収集段階で分別できる。	・短期間に被災地から災害廃棄物を搬出できる。
留意点	・収集運搬員・作業員数を多く要する。 ・収集運搬計画を立てる必要がある。 ・収集段階で確実な分別をするために、収集運搬員・作業員へ教育が必要になる。 ・収集運搬能力が不足すると、路上に災害廃棄物があふれて、交通に支障をきたす事態となる。	・被災者の負担が大きくなる。 ・搬入車両により、渋滞を招く恐れがある。 ・被災者の利便性のため、仮置場の設置数を多くする必要がある。 ・仮置場作業員が不足すると、分別の徹底が難しくなり、多量の混合廃棄物が発生する恐れがある。

〔「市町村災害廃棄物処理行政事務の手引き」(平成 30 年 3 月、環境省東北地方環境事務所、関東地方環境事務所)を参考に作成〕

(3) 人員・機材の確保

- ①平時の委託業者が保有する人員・機材で対応可能か検討する(生活ごみも同時に発生するため、それらの運搬も必要であることに留意する。)
- ②地域の一般廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物収集運搬業者に協力を求める。市町村であらかじめ事業者、業界団体等と協定を結んでいる場合は、協定を活用する
- ③①、②により人員・機材が不足する場合は県に収集運搬に係る支援要請を行う。
ボランティアの協力により片付けごみの排出・運搬を行うことも考えられる。
(3. 支援・受援 参照)
- ④市町村が一般廃棄物の収集運搬を委託する場合、委託先は一般廃棄物処理業の許可を有している必要はないが、基準を遵守して運搬する必要がある。

(4) 収集運搬の実施

- 市町村による運搬
 - ・(3)で確保した車両、人員により運搬を開始する。
 - ・集積場所、分別方法等について広報を実施する。
- 住民による自己搬入
 - ・運搬前の被災現場における分別方法や、搬入時のルール等を十分に広報・周知したうえで実施する。

(生活ごみ(避難所ごみ)の収集運搬)

(1) 人員・機材の確保

○【災害廃棄物の収集運搬】(3)人員・機材の確保と同様に対応する。

(まず平時の委託業者が保有する人員、機材で対応可能か検討し、対応できない場合は、他の収集運搬業者への委託や、県への支援要請を検討する。)

※災害廃棄物の仮置場には搬入せず、平時の廃棄物処理施設へ搬入する。処理施設が被災している場合には、代替の受け入れ先等に搬入する。

※生活ごみ(避難所ごみ)は遅くとも3日以内には収集運搬・処理を開始することを目標とする(夏季はより早期に開始する)。

(2) 方針の決定及び広報

2. 情報収集で得られた情報をもとに収集日、収集運搬ルート、分別方法等を決定し、住民に周知する。

(3) 収集運搬の開始

上記で決定した方法により収集運搬を実施する。

(し尿・浄化槽汚泥の収集運搬)

(1) 人員・機材の確保

○【災害廃棄物の収集運搬】(3)人員・機材の確保と同様に対応する。

(まず平時の委託業者が保有する人員、機材で対応可能か検討し、対応できない場合は、他の収集運搬業者への委託や、県への支援要請を検討する。)

※県は島根県環境整備事業協同組合及び島根県環境保全協会とし尿・浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定を締結している。

※処理施設が被災している場合には、代替の受け入れ先等に搬入する。

(2) 方針の決定及び運搬の実施

2. 情報収集で得られた情報(仮設トイレの設置状況、被災した浄化槽等)をもとに収集方針を決定する。仮設トイレのし尿収集日等の情報は仮設トイレの管理者に周知する。

決定した方針に基づき、運搬を実施する。

6. 住民等への広報

災害廃棄物を適正かつ速やかに処理していくために、住民やボランティア等へ広報を行う。

(1) 広報項目・媒体の整理

- 広報する内容及び広報媒体について、表6-1等を参考に整理する。

(2) 広報の実施

- 仮置場現地や避難所における広報等により被災者に直接広報する。
- ホームページやSNS等不特定多数向けの媒体を活用して広報する。

(3) 問い合わせ対応

- 問い合わせ窓口に専門の職員を配置する。
- 問い合わせ内容及びその回答は情報共有する。

【詳細】

(1) 広報項目・媒体の整理

① 広報項目の確認

住民等に広報する項目は、表 6-1 に示すものが挙げられる。

表 6-1 広報項目の例

	項目	広報内容
仮置場に関する情報	一次仮置場の設置状況	設置場所、開設期間・時間、分別区分、搬入時の注意事項等
その他の廃棄物処理に関する情報	災害廃棄物の収集方法	戸別収集の有無、排出場所、分別区分、ガスボンベなどの危険物の排出方法
	問合せ窓口	市町村の問合せ窓口、ボランティアの支援依頼窓口
	生活ごみ、し尿処理	収集方法等
	被災自動車等の確認	所有者確認、保管場所、期間、手続き等
	被災家屋の撤去等	対象建物、申請手続き等
	費用の償還	がれき混じり土砂撤去、家屋解体の費用償還に関する申請手続き(費用償還を実施する場合)
	思い出の品等	保管・引渡しに関する情報

: 本マニュアルの対象ではないが、併せて広報が必要となる項目

② 広報媒体の検討

広報媒体は以下のようなものが挙げられる。

防災行政無線、広報車、ポスター（避難所での掲示）、広報紙、チラシ、ホームページ、SNS、ローカル（ケーブル）テレビ、ラジオ、新聞等

伝えたい相手に応じて、広報媒体を使い分ける。

(2) 広報の実施

①仮置場現地や避難所における広報により周知を図る。

- ・仮置場、ごみステーションへの張り紙や立て看板の設置、職員や支援者等によるパトロール及び、避難所におけるポスターの掲示等により被災者へ直接的な周知を行う。
- ・ボランティアセンターと連携し、ボランティアに対して仮置場等への運搬及び分別方法に係る情報を提供する。

②ホームページや SNS など、不特定多数向けの媒体により周知を図る。

- ・自治会等の回覧版、チラシ、広報車、広報紙、自治体ホームページ、ケーブルテレビやラジオ、地元紙の取材等様々な手段を活用して広報・周知する。
- ・仮置場に関するチラシの作成にあたっては、災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き（環境省、令和3年3月改訂）の「住民・ボランティアへの周知例」が参考になる。
- ・住民やボランティアだけではなく、事業者に対する広報を実施し、事業系災害廃棄物の適正な処理を促す。

③災害対策本部との連携

- ・意思統一のため、広報・周知にあたっては、災害対策本部の広報班と連携する。

(3) 問い合わせ対応

①問い合わせ窓口の設置

- ・災害発生後は多数の問い合わせが想定される。問い合わせ対応に忙殺され、その他の廃棄物処理に関する実務が滞ることを避けるため、問い合わせ窓口には専属で担当者を配置することが望ましい。
- ・問い合わせ窓口での主な業務内容：仮置場・処理方法・各種支援制度の説明、申請様式の配布など

②問い合わせ内容及び対応内容の情報共有

- ・住民や事業者などに誤った情報を伝達しないために、問合せ内容、回答内容を情報共有する。

7. その他

(1) 初動対応期以降に必要とされる業務に備えて実施しておくこと

○本マニュアルの対象とはしないが、災害廃棄物の処理にあたっては以下の業務等が必要となってくる点に留意しておく。

①予算、国庫補助金に係る事項

- ・災害廃棄物処理事業を円滑に進めるために、予算を確保しておく。
- ・**災害廃棄物の処理にあたっては、災害等廃棄物処理事業費補助金（環境省）を活用することになる。申請にあたっては、被災状況や各事業に係る資料が必要となるため、被災状況がわかる写真や、各事業に係る写真・日報等の資料を保存しておく（特に写真は復旧後、事業終了後には撮影できないものもあるため、多めに撮影しておく）。**

②公費解体に係る事項

- ・被災した家屋の公費解体を実施する場合には、公費解体に係る周知、要綱の制定等公費解体の受付に向けた準備を進める。
- ・解体費用が災害等廃棄物処理事業費補助金の対象となるか確認しておく。

(2) 参考文献等

災害廃棄物処理に関する初動対応に関しては、本マニュアルを参考にするとともに、以下の手引き等も参照いただきたい。

- 市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き（東北地方環境事務所・関東地方環境事務所、平成 30 年 3 月）
- 一次仮置場設置運営の手引き（中国四国地方環境事務所、令和 2 年 3 月）
- 災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き（環境省、令和 3 年 3 月改訂）
- 災害関係業務事務処理マニュアル（環境省、令和 4 年 4 月改訂）
- 災害廃棄物対策指針（環境省、平成 30 年 3 月改訂）